

新旧対照表（令和3年9月16日版）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">営農型太陽光発電設備の設置等に当たっての考え方</p> <p style="text-align: center;">制 定 令和3年8月 5日 <u>一部改正</u> <u>令和3年9月16日</u> 南 相 馬 市</p> <p>1 趣旨</p> <p>営農型太陽光発電設備（農地を一時転用して営農を継続しながら発電する方式のものをいう。）の設置については、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知）の発出に<u>よって</u>、これまで太陽光発電等のための農地転用が原則不許可とされてきた「農用区域内農地（農地法（昭和27年法律第229号。以下同じ。）第4条第6項第1号イに定める農用区域内にある農地をいう。）」や「第1種農地（農地法第4条第6項第1号ロに定める集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地をいう。）」といった優良農地についても、太陽光発電設備の支柱の設置に係る農地の一時転用<u>の</u>許可の対象となった。</p> <p><u>他方</u>、昨今の本市における太陽光発電設備の設置<u>場所</u>において、営農型以外の太陽光発電設備（農地を転用して発電のみをする方式のものをいう。）を含め、<u>土地の区画形質の変更に伴う土砂災害のおそれや</u>、近隣住民との調整が十分に行われていない事例<u>が発生した状況等に鑑み</u>、自然環境、良好な景観及び生活環境の保全並びに災害の防止を目的とし<u>た</u>、南相馬市太陽光</p>	<p style="text-align: center;">営農型太陽光発電設備の設置等に当たっての考え方</p> <p style="text-align: center;">令和3年8月5日 南 相 馬 市</p> <p>1 趣旨</p> <p>営農型太陽光発電設備（農地を一時転用して営農を継続しながら発電する方式のものをいう。）の設置については、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知）の発出に<u>伴い</u>、これまで太陽光発電等のための農地転用が原則不許可とされてきた「農用区域内農地（農地法（昭和27年法律第229号。以下同じ。）第4条第6項第1号イに定める農用区域内にある農地をいう。）」や「第1種農地（農地法第4条第6項第1号ロに定める集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地をいう。）」といった優良農地についても、太陽光発電設備の支柱の設置に係る農地の一時転用許可の対象となった<u>ところである</u>。</p> <p>昨今の本市における太陽光発電設備の設置<u>状況</u>において、営農型以外の太陽光発電設備（農地を転用して発電のみをする方式のものをいう。）を含め、近隣住民との調整が十分に行われていない事例<u>や</u>、<u>土地の区画形質の変更に伴う土砂災害を発生させるおそれ等を踏まえ</u>、自然環境、良好な景観及び生活環境の保全並びに災害の防止を目的とし<u>て</u>、南相馬市太陽光発電設備</p>

改正後	現行
<p>発電設備の適正な設置等に関する条例（令和3年南相馬市条例第6号。以下「条例」という。）及び南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則（令和3年南相馬市規則第5号）を制定し、地域と共生した再生可能エネルギーの普及を図っているところである。</p> <p>営農型太陽光発電設備の設置に当たっては、<u>条例第7条に第1項に基づく市長の同意を得</u>、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）及び「<u>営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領</u>」（平成30年6月1日付け30農支第1044号福島県農林水産部長通知）に定める基準等を満たすものについて、<u>農地の一時転用の許可が認められ、営農型太陽光発電設備を設置する面積が年々増加する一方で、優良農地等を含む農地への営農型太陽光発電設備の設置によって、農地の集積・集約化の妨げや当該設備の周辺の農地への影響等が懸念される状況となっている。</u></p> <p>このため、<u>本市</u>における農業の<u>健全な発展と農地の合理的な利用</u>の観点から、営農型太陽光発電設備を設置する者と<u>当該設備</u>の下部の農地において営農する者<u>に対し</u>、営農型太陽光発電設備の適正な設置と運用を促すため、新たに「営農型太陽光発電設備の設置等に当たった考え方」を示すものである。</p>	<p>の適正な設置等に関する条例（令和3年南相馬市条例第6号。以下「条例」という。）及び南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則（令和3年南相馬市規則第5号。<u>以下「規則」という。</u>）を制定し、地域と共生する再生可能エネルギーの普及を図っているところである。</p> <p><u>このような中</u>、営農型太陽光発電設備の設置に当たっては、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）及び<u>条例第8条第1項ただし書きに定める規則第6条の基準に該当する場合に限り、営農型太陽光発電設備の設置に係る届出を行うことができることとしているが、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第6条第1項の規定に基づいて指定された地域をいう。）においては、農用地区域（農振法第8条第2項第1号に定める区域をいう。）及び非農用地区域（農振法第8条第2項第1号に定める区域以外の区域をいう。）を問わず、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能、農地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと、土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の妨げとならないことに十分に配慮しつつ、営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農を適切に継続する必要がある。</u></p> <p>このため、<u>農業振興地域</u>における農業の<u>振興</u>の観点から、営農型太陽光発電設備を設置する者と下部の農地において営農する者<u>への</u>営農型太陽光発電設備の適正な設置と運用を促すため、新たに「営農型太陽光発電設備の設置等に当たった考え方」を示すものである。</p>

改正後	現行
<p>2 営農型太陽光発電設備の設置等に当たっての考え方</p> <p>(1) 設置場所の選定</p> <p><u>ア</u> 営農型太陽光発電設備の設置場所については、周辺農地の営農等に与える影響が少ない荒廃農地(<u>1</u>)又はこれと同程度の農地(以下「<u>荒廃農地等</u>」という。)を選定すること。</p> <p><u>イ</u> <u>アに定める荒廃農地等にかかわらず、現に自ら所有する農地において、営農型太陽光発電設備を設置し、かつ、当該設備の下部の農地において、原則として次の(ア)から(エ)までに掲げる者が営農する場合は、荒廃農地等以外の農地についても選定することができること。</u></p> <p><u>(ア)自己</u></p> <p><u>(イ)世帯員等(農地法第2条第2項に定める親族をいう。)</u></p> <p><u>(ウ)認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下同じ。)第12条第1項に定める農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)</u></p> <p><u>(エ)認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に定める青年等就農計画の認定を受けた者をいう。)</u></p> <p>(2) 作物の選定</p> <p>営農型太陽光発電設備の下部の農地において作付けされる作物(<u>2</u>)については、営農の適切な継続や農業あつての営農型太陽光発電設備であることを踏まえ、<u>次の(ア)から(ウ)までに掲げる作物を選定すること。</u></p>	<p>2 営農型太陽光発電設備の設置等に当たっての考え方</p> <p>(1) 設置場所の選定</p> <p>営農型太陽光発電設備の設置場所については、周辺農地の営農等に与える影響が少ない荒廃農地()又はこれと同等程度の農地(<u>農地の所有者と耕作者が同一の場合の農地を除く。</u>)を選定すること。</p> <p>(2) 作物の選定</p> <p>営農型太陽光発電施設の下部において作付けされる作物については、営農の適切な継続や農業あつての営農型太陽光発電設備であることを踏まえ、<u>「地域や個々の農地に適した作物」、「産地として認知されている作物」、「周辺農地との整合</u></p>

改正後	現行
<p><u>(ア) 地域や個々の農地に適した作物</u> <u>(イ) 地域で作付け実績がある作物</u> <u>(ウ) 周辺農地との整合性を損なわない作物</u></p> <p>1 荒廃農地とは、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている、次のいずれかに該当する農地をいう。</p> <p>笹、葛等の根の広がる植物が繁茂しており、地表部の草刈りのみでは作物の栽培が不可能な状態の農地</p> <p><u>木本性植物</u>(高木、灌木、低木等)を除去しなければ作物の栽培が不可能な状態の農地</p> <p>竹、イタドリ等の多年生植物が著しく生長し繁茂する等により、作物の栽培が不可能な状態の農地</p> <p>樹体が枯死した上、つるが絡まる等により、作物の栽培が不可能な状態にある園地</p> <p>から までに掲げるもののほか、現場における聞き取り等から明らかに荒廃農地と判断される農地</p> <p><u>2 本市における野菜等の日照適用性を踏まえ、アスパラガス、シュンギク、ネギ等の半陰性植物やシソ、フキ、ミョウガ等の陰性植物が適している。</u></p>	<p><u>性を損なわない作物」</u>を選定すること。</p> <p>荒廃農地とは、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている、次のいずれかに該当する農地をいう。</p> <p>笹、葛等の根の広がる植物が繁茂しており、地表部の草刈りのみでは作物の栽培が不可能な状態の農地</p> <p><u>木本性植物</u>(高木、灌木、低木等)を除去しなければ作物の栽培が不可能な状態の農地</p> <p>竹、イタドリ等の多年生植物が著しく生長し繁茂する等により、作物の栽培が不可能な状態の農地</p> <p>樹体が枯死した上、つるが絡まる等により、作物の栽培が不可能な状態にある園地</p> <p>から までに掲げるもののほか、現場における聞き取り等から明らかに荒廃農地と判断される農地</p>